

公共施設等駐車場の有料化・効率化について

厳しい財政状況の中、行政財産を最大限に有効活用し、市民等の利便性を向上しながら、さらなる歳入の確保及び管理運営の効率化等を図るため、平成31年度以降、公共施設等駐車場の有料化・効率化を実施します。

1. 検討対象駐車場の考え方

公共施設等駐車場のうち、下記に該当するもの

- ・他市の類似、同様施設で有料化実績のある駐車場
- ・駐車区画数が20台以上
- ・上記2点による有料化検討対象駐車場に隣接する公共施設の駐車場

2. 検討対象駐車場

◇有料化

庁舎、文化センター、産業会館、総合福祉会館、市営住宅、西宇治公園、黄檗公園、総合野外活動センター、五ヶ庄折坂（土地開発基金保有土地）

◇効率化（既有料駐車場の営業時間延長、維持管理経費の縮減など）

JR宇治駅前市民交流プラザ駐車場、植物公園、JR宇治駅前自動車駐車場、近鉄大久保駅前自動車駐車場、源氏物語ミュージアム

※なお、今後、その他の駐車場についても実施効果を検証のうえ、有料化を検討

3. 実施手法

駐車場土地の貸付または指定管理者制度により民間事業者が実施

※なお、指定管理者制度の場合、利用料金制度を導入し、施設一体型または駐車場分離型により実施することも検討

4. 実施時期

平成31年度～

※実施に向けた調整ができた施設から順次実施

（平成31年度：JR宇治駅前市民交流プラザ駐車場）

なお、指定管理者施設については、次回の指定管理者選定時に向けて検討

5. 実施効果

- ・貸付料、使用料収入による歳入の増加
- ・機器更新及びメンテナンス経費の縮減
- ・管理運営の効率化
- ・営業時間の延長及び駐車場利用の適正化による市民の利便性向上